

総合庁舎エレベーター3号機の変更について

総合庁舎エレベーターの混雑緩和と効率的な運行を図るため、試行的に南側3号機を「高層階専用」に変更します。

これにより9階展望フロアなど高層階へのアクセスが、以前よりも早く行けるようになります。

ただし、2～5階へは、南側3号機エレベーターが止まりませんので、お手数ですが南側1・2号機エレベーターを利用願います。

1 仕様変更日

令和8年8月25日(火) から

2 変更内容

(1) 変更後のエレベーターの仕様

	南側1・2号機	南側3号機
乗降できる階	1～8階 (変更ありません。)	1階、6～9階 (2～5階では乗降できません。)
各階エレベーターホールのかご呼びボタン	1・2号機の呼び出しボタン(身障者用ボタンも同じです。) ※どちらかを押すと1号機又は2号機のいずれか早い方が到着します。	3号機専用(身障兼用)ボタン ただし、2～5階の呼び出しボタンは押しても呼び出すことができません。(反応しません。)
エレベーター内の行先階ボタン	1～8階 全ての階に止まることができます。	1階、6～9階に止まることができますが、2～5階は、ボタンを押しても止まりません。

(2) 対応について

事 象	対 応
2～5階から9階に直接行くことができない	1・2号機で、一度、1階又は6～8階に行き、3号機に乗り換えて、又は階段で9階に行く
9階から2～5階へ直接行くことができない	3号機で1階又は6～8階に行き、1・2号機に乗り換えて又は階段で2～5階に行く

(担当)庁舎管理課 庁舎担当
電話 25-5443(直通)